

**一人一人のライフスタイルの変革につながる
環境教育・学習等の推進**

**平成24年9月7日
文部科学省**

◎ 学校における環境教育の取組について

1. 学校教育における環境教育の位置付け

- 環境問題は、人類の将来の生存と繁栄にとって重要な課題であり、児童生徒が環境についての理解を深め、責任をもって環境を守るための行動がとれるようにすることが重要。

- このため、学校教育においては、①社会科、理科、家庭科などの各教科等における環境に関わる内容の充実を図るとともに、②「総合的な学習の時間」において、環境問題について、教科の枠を超えた横断的な学習を展開できるようにしている。

(主な取扱い例)

- ・環境に関する知識・理解……社会科、理科、家庭科などの教科、総合的な学習の時間
- ・環境に関する体験活動……総合的な学習の時間、特別活動など
- ・自然を大切にしようとする心情……道徳など

(具体的な取扱い例)

循環型社会の形成にかかる環境への配慮等については、社会科や家庭科などで児童生徒の発達の段階に応じ指導することとしている。

- ① 小学校 3、4 年の社会科で、「廃棄物処理と自分たちの生活や産業とのかかわり」について、地域の廃棄物処理方法等を調査し、廃棄物処理が果たす役割や意味を考えさせ、廃棄物を資源として活用すること。
- ② 中学校社会科の公民的分野で、「地球環境、資源・エネルギー問題」について、課題学習を行い、資源循環型社会への転換を図るための省資源、省エネルギー及びリサイクルなどの必要性に気付かせ、自らの生活を見直し、これらの課題について考え続けること。
- ③ 高等学校の家庭科で、身近な生活の中から環境問題に関わる物資・サービスの選択、購入、活用や生活の仕方を点検し、生活意識や生活様式を見直し、環境負荷の少ない生活を目指し環境に調和したライフスタイルを確立すること。

2. 学校における実践事例

(取組事例)

A市B小学校「ごみ減量大作戦」

- ・総合的な学習の時間で実施。
- ・4年生は、ごみ処理場を見学してごみについて調べたり、リサイクル体験(牛乳パック、古布のコサージュ作り、廃油の石けん作り)や資源ごみの回収を行う。

C市D中学校「Recycle-地球環境-」

- ・生徒会活動(特別活動)を中心に実施。
- ・電気・水道の使用量を示すグラフを作成することにより、使用量削減に向けた呼びかけ活動を実施するとともに、エコキャップ推進運動に賛同し、ボトルキャップを回収するための回収箱を玄関に設置している。

(取組事例)

E県F高等学校「地球環境保全のための活動」

- ・地域の清掃活動やエコスクール活動(特別活動)とエネルギー環境学習(総合的な学習の時間)を結びつけて取組み、地球環境保全のために活動する生徒の育成を目指している。
また、理科や公民科、家庭科などでも実施している。
- ・通学路・学校の近くにある河川の清掃活動
- ・ゴミ分別・ペットボトルキャップを集めポリオワクチンに交換
- ・エコツーリズム(間伐体験・バイオマスに関する学習)
- ・廃油セッケンやアクリルたわしの製作
- ・近くの川や池の水質検査・生物観察

環境教育の実践普及

—持続可能な社会の構築・低炭素社会の実現を目指した環境教育の推進—

背景

平成24年度予算額 11,001千円(平成23年度予算額13,318千円)

- 地球規模の環境問題の解決のため、持続可能な社会を構築、低炭素社会を実現するための取組の必要性から、学校における環境教育の重要性が高まっている。
- 国際的な動向
 - ・国連において「持続可能な開発のため教育の10年(ESD)」が決議され、世界各国で鋭意取組が進められている。
- 国内的な動向
 - ・教育基本法及び学校教育法に「環境の保全に寄与する態度を養うこと」が新たに規定。
 - ・平成20年3月に小・中学校、平成21年3月に高等学校の学習指導要領を改訂し、環境教育の内容を充実。
 - ・平成23年6月に「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」が成立し、体験学習に重点を置いた取組から、幅広い実践的人材づくりへと取組を発展させるため、具体的規定を充実。

学校教育における環境教育の推進

環境教育の実践普及

環境のための地球学習観測プログラム(GLOBE)への参加

- 米国の提唱する同プログラムへの参加(GLOBE協力校の指定等)



環境教育・環境学習指導者養成基礎講座

- 環境教育を担当する教員の資質能力の向上のための研修の実施
- 研修カリキュラム・教材の作成・配布



環境教育に関する実践発表会

- 全国各地の環境教育の優れた実践の発表及び情報交換等を行う



環境省との連携・協力

◎ 環境を考慮した学校施設(エコスクール)の整備推進

エコスクールとは

環境負荷の低減や自然との共生を考慮するとともに、学校施設を教材として活用した環境教育を推進するためのもの。児童生徒だけでなく地域にとっての環境・エネルギー教育の発信拠点になるとともに、地域における地球温暖化対策の推進・啓発の先導的な役割を果たすことが期待されている。



■太陽光発電型
校舎屋上に太陽光発電
パネルを設置



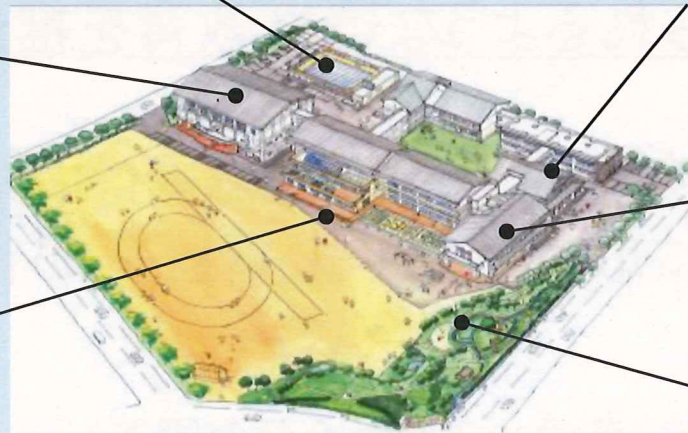
■太陽熱利用型
太陽熱をプールの温水
シャワーに利用



■資源リサイクル型
再生木材チップを使用
したルーバー



■省エネルギー・省資源型
雨水貯留槽
(トイレの洗浄水や散水に利用)



■木材利用型
内装の木質化

■太陽光発電型
その他新エネルギー活用型
太陽光と風力発電による外灯

省エネルギー・省資源型

二重サッシ



節水型トイレ



断熱材吹付



エネルギー・
CO2管理システム



高効率照明器具
昼光センサー
人感センサー



◎ 社会教育における環境教育の取組について

1. 社会教育における環境教育の位置付け

- 豊かな環境を維持しつつ、持続可能な発展ができる社会を構築するためには、広く国民全体で環境の保全に取り組むことが重要。このため、学校、家庭、地域が連携し、子どもから大人まで一人一人が、環境に対する理解と関心を深め、具体的な行動に結びつけられるような環境教育を推進することが重要。
- 公民館等の社会教育施設においては、従来、環境教育を含む現代的な課題に取り組む学級講座等が行われてきたところ。

(参考)

学習内容別学級・講座数(平成20年度社会教育調査)

自然保護・環境問題・公害問題 730

資源・エネルギー問題 77 計807／140,100(約0.6%)

2. 社会教育における環境教育の実践事例

(取組事例)

G県H文化センター「環境問題講座：消費者が変われば社会が変わる」

○「3R」特にリユースから、省資源、環境に配慮した消費習慣、動向について学ぶ。

- ・環境に配慮した商取引について(グリーンコンシューマー等)
- ・国際的な商品取引について(フェアトレード等)
- ・その他(ペットボトル飲料(水、お茶類)をとおしたリユース)

I市J区公民館「市民大学『大人の雑学』」

○区役所職員や電力会社職員等が講師となり、広く一般市民を対象として、以下のような講演を実施。

- ・講演「地球環境について考えてみませんか」ごみのこと
- ・講演「地球環境について考えてみませんか」エネルギーのこと

社会教育による地域の教育力強化プロジェクト

(前年度予算額 91百万円)
24年度予算額 82百万円

事業の概要



1. 地域の社会教育振興に関する相談・支援体制の整備

各地域で活躍する社会教育分野の実践活動者等を、社会教育アドバイザーとして委嘱し、情報収集・提供や振興方策の相談等を行うとともに、収集した情報を様々な機会を通して全国に発信する。

2. 社会教育による地域協働の仕組みづくり実証的共同研究

国及び社会教育アドバイザーが参画し、様々な機関等が連携して、住民自らが地域課題を解決していく「仕組みづくり」のための調査研究を行い、地域が課題を解決する力の強化を図る。

社会教育による地域協働の仕組みづくりのための共同研究テーマを国が指定

※5テーマ×3地域で実施

- ①環境保護 ②人権擁護 ③高齢者支援 ④学校と地域の総合的な活性化
⑤地域における効果的なネットワーク化・人材養成手法の開発

成果：○地域課題解決に役立つ「新しい社会教育施設像」を提示
○地域課題解決の「効果的な仕組みづくり」を実証



「新しい公共」
の実現に寄与

【参考1:「教育基本法」(抄)】

教育基本法(平成十八年十二月二十二日法律第百二十号)

(教育の目標)

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

一～三 (略)

四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。

五 (略)

【参考2:「学校教育法(抄)」】

学校教育法(平成十九年六月二十七日法律第九十八号)

(義務教育)

第二十一条 義務教育として行われる普通教育は、教育基本法(平成十八年法律第百二十号)第5条第2項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

一 (略)

二 学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。

三 (略)

【参考3:「環境教育等促進法」(抄)】

◆環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律

(平成十五年七月二十五日法律第百三十号)

(※下線部がH23. 6改正部分)

(定義)

第二条 この法律において「環境保全活動とは、地球環境保全、公害の防止、生物の多様性の保全等の自然環境の保護及び整備、循環型社会の形成その他の環境の保全(良好な環境の創出を含む。以下単に「環境の保全」という。)を主たる目的として自発的に行われる活動をいう。

2～4 (略)

(基本理念)

第三条 環境保全活動、環境の保全の意欲の増進及び環境教育は、地球環境がもたらす恵みを持続的に享受すること、豊かな自然を保全し及び育成してこれと共生する地域社会を構築すること、循環型社会を形成し、環境への負荷を低減すること並びに地球規模の視点に立って環境の保全と経済及び社会の発展を統合的に推進することの重要性を踏まえ、国民、民間団体等の自発的意思を尊重しつつ、持続可能な社会の構築のために社会を構成する多様な主体がそれぞれ適切な役割を果たすとともに、対等の立場において相互に協力して行われるものとする。

2・3 (略)